

# 日本共産党市会速報

NO.202

2020年 5月 14日  
発行 日本共産党摂津市会議員団  
☎ 06(6383)1111  
072(638)0007  
内線 (3335)3336)  
メール info@settsu.jp-web.net

## 新型コロナ感染症対策、(摂津市)

### 困窮世帯・DV被害者支援等...

### 市長・教育長へ第2次の申し入れ

5月1日、新型コロナ「緊急事態宣言」が当面1カ月程度の延長がされることを受け、日本共産党議員団は4月10日の申し入れにつき、新型コロナ感染症に関する第2次申し入れを提出しました。

摂津市では、4月23日に第一回臨時市議会が開かれ、子育て中のひとり親家庭(児童扶養手当受給世帯)や売り上げが減少している小規模事業者に対する緊急の独自支援策を実施しましたが、今回のコロナウイルスの影響が長引く中、国や大阪府の制度を含め引き続き市民のくらしを守る対応が必要です。今回の申し入れでは、国府の制度の周知や市としての迅速な対応をはじめ、生活に困窮している世帯への対応、DV等の虐待被害者や制度の届かない中小業者に対する支援、他市で取り組まれている上下水道料金の減免、子どもの給食費無償化など、8つの項目にまとめました。

当日は副市長・教育次長にそれぞれ手渡し、市民相談などで寄せられている声を伝え、今後の対応に活かされるようことを要望しました。

## 第2回臨時市議会 5月21日(木)

新型コロナ対策に関わる摂津市独自の追加支援策を議案として、14日に臨時議会の招集が告知されました。

会期は本会議(21日)1日のみの予定で、議案の内容については15日午前におこなう議会運営委員会で説明を受けます。新しい制度の内容については、次号でお知らせします。

### ＜提出された議案＞

- ◆ 一般会計補正予算(第2号)
- ◆ 国民健康保険条例の一部改正
- ◆ 後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- ◆ 市税条例の一部改正
- ◆ 一般会計補正予算(第3号)

専決処分

独自の追加支援策

※ 上記の4件は、国・府の制度に伴うもので、5月1日に専決処分がおこなわれているものの承認で定額給付金等の事務もすでに始まっています。ウラ面に制度の内容を記載していますので、ご参照ください。

### 日本共産党 4人の議員団



野口 ひろし  
090-7095-4929



安藤 かおる  
090-1919-3951



ひろ 豊  
090-3976-5963



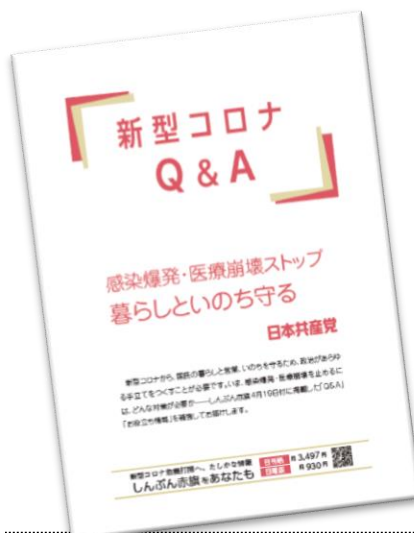
増永 わき  
090-9254-7643

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険の 傷病手当金の支給について

給与等の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより労務に服することができなくなり、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

### 市府民税等の徴収猶予の特例について

新型コロナウイルスの影響により、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した方で、一時に納付または納入を行うことが困難な方については、申請により延滞金等の猶予が受けられます。一度、ご相談ください。



新型コロナウイルスへの対策、日本共産党の求めている政策などをまとめた「Q&Aリーフレット」を作成しました。希望の方は気軽に連絡ください。

PCR検査  
家賃補償  
病院への支援  
文化の灯守れ  
共産党質問に反響

「志位さん」トレンド1位に  
小池 眞理

日本共産党

## 5月に受け付けが開始されている 国及び府の主な支援制度について

「特別定額給付金」 1人あたり 10万円  
 摂津市では申請書送付5月下旬  
 給付は5月18日以降順次…

4月30日に国の補正予算が成立し、一律10万円の給付金の支給が開始されます。摂津市では、5月下旬（15～25日の間に送付予定）に市役所から送られてくる申込用紙に必要事項を記入し、本人証明書類（写し）、通帳（写し）とともに郵便で送り返すことによって受け付けられます。

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネットでの申請が可能ですが、暗証番号忘れなどで手続きの混乱・市民課窓口での混雑が発生しています。エントランスでの「密集・密接」を回避する点からも、用紙の郵送での申請をお勧めします。

## 「子育て世帯への臨時特別給付金」 対象児童一人あたり 1万円

児童手当を受給する世帯（所得の多い特例給付の場合は対象外）への給付金です。申請は不要で児童手当の受取口座に5月下旬に振り込まれます。

## 「持続化給付金（国）」 個人事業主フリーランス等 100万円、法人等 200万円

## 「休業要請支援金（府）」 個人事業主 50万円、中小企業 100万円

新型コロナウイルスの影響で、売上が前年同月比50%以上落ち込んでいる事業者が対象。（府の制度は緊急事態宣言に伴う休業要請に応じた業種に限られます。）

※ 申し込みは、原則インターネットによるオンライン申請。  
 詳しくはご相談ください。

# お役立ち トク報 新型コロナ対策で実現 1人10万円の給付金

↓これが申請書。市区町村から届きます  
総務省の現時点の様式案。実際に届く申請書と異なる場合があります

＜特別定額給付金の申請は、本申請書の郵送のほか、マイナンバーポータル上でのオンライン申請も可能です＞

### 特別定額給付金申請書

申請日 令和 年 月 日  
令和2年4月27日現在の住民票所在市区町村  
 市区町村長 署名  
 市区町村 受付印

〇世帯主(申請・受給者)  
(フリガナ)  
 氏名 明治・大正・昭和・平成  
 生年月日 年 月 日 日中に連絡可能な電話番号 ( )  
 現住所 ( )

※記名押印に代えて署名することができます。  
 下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。  
 ① 支給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。  
 ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。  
 ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請受理までに、市区町村が、申請・受給者(代理人も含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものと見なします。  
 ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。

〇給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください)

氏名	続柄	生年月日
1 千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日
2 千代田 花子	妻	平成2年4月1日
3 千代田 直子	子	令和元年12月31日
4		
5		
6		
合計金額		3 0 0 0 0 0 0 円

特別定額給付金を希望されない方につきましては、以下のチェック欄(□)に×印を押し入れてください。  
**要注意！ここを  
 チェックすると  
 もらえませんか**

〇受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を御記入ください。)

□ A 指定の金融機関口座(申請・受給者又はその代理人の口座に限り)への振込を希望  
 □ この口座が当市区町村の水送料、地方税等の引落とし又は払込みに使われている口座である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要があります。)  
 また、当該口座の確認について、水道料局、税務局等に照会を行うことを承認します。  
(希望する口座) □ 水送料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当受給口座

【受取口座記入欄】(長期預入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (名称で記載してください)	(フリガナ) 口座名義
1. 郵便 2. 金庫 3. 信託 4. 信託	5. 郵便 6. 金庫 7. 信託 8. 信託	1. 普通 2. 定期		

ゆうちょ銀行  
 ゆうちょ銀行を希望された場合は、貯金通帳の裏面を上または生体認証カードに印刷された記号・番号をお書きください。

ゆうちょ銀行 通帳記号 (4桁または5桁の数字、0は記入不可) ※  
 通帳番号 (8桁または9桁の数字)

□ B 申請書を窓口で提出し、後日、給付(申請書の返送の必要はありません。)  
(金融機関の口座がない方や金融機関から着しく離れた場所に任んでいる方が対象となります。)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人 (フリガナ)	代理人生年月日	代理人住所
代理人氏名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 日中に連絡可能な電話番号 ( )	

上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の申請・請求を受給 委任します。  
※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

世帯主氏名 ( )

※記名押印に代えて署名することができます。

新型コロナウイルス感染症対策として、政府は国民に外出や営業の自粛を要請しています。これを果たせるものにするには補償が必要で、現在政府が進めている支援制度には、対象が極めて狭く金額も少ない、支給まで時間がかかりすぎて間に合わないなどの問題もある一方で、国民の要求を反映し、暮らしや営業の困難打開に役立つ制度もあります。

日本に住む人に1人10万円の給付金(特別定額給付金、仮称)が支給されることになりました。日本共産党など野党が要求していたものです。

対象は国内に住む日本人と、国内に3カ月以上住み住所を登録している外国人です。

給付金を受け取るには市区町村への申請が必要です。市区町村から世帯主に申請書が郵送されてきます。申請書には給付対象者の氏名、合計金額が印刷されています。振込先の口座(世帯主名義)を記入し、口座を確認できる書類と本人確認の書類の写しとともに市区町村に郵送します。(マイナンバーカードを使ったオンライン申請もあります)

給付金は世帯主名義の銀行口座にまとめて振り込まれます。受付開始日は市区町村が決定。申請期限は受付開始日から3カ月以内。

### DV避難者は早く相談を ホームレスも受け取る

ドメスティックバイオレンス(DV)の被害者で住民票とは別の場所で暮らしている人も、ホームレスやネットカフェで寝泊まりする人も、給付金を受け取れる仕組みがあります。早急に市区町村に相談してください。

厚労省は4月21日、生活保護利用者の給付金を収入認定しないと通知。給付金を理由に保護費が減らされないようにしています。

### 給付金かたる詐欺に注意!

役所や総務省がATMの操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。  
 問い合わせは総務省コールセンター ☎03(5638)5855(午前9時～午後6時半、土日祝日を除く)または市区町村へ。

しんぶん赤旗日曜版5月3日・10日合併号より転載